

法第62条第1項第1号に規定する施設基準に適合することを説明する書類

| 基準 | 対応 |
|--|----|
| 保管施設 | |
| 1 囲い | |
| (1) みだりに人が入るのを防止できる囲いが保管場所の周囲に設けられ、かつ、範囲が明確であること。 | |
| (2) 囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、又は倒壊しやすいものでないこと。 具体例：高さ = 1.8 ~ 2.0 m 材質 = ブロック塀、金属板、ネットフェンス、トタン等 (囲いに直接荷重がかかる場合は、金網、トタンフェンス構造とする) | |
| (3) 事業場全体が、囲いで囲われている場合は、別に囲いを設ける必要はなく、区画が明確にされたものであればよい。 | |
| (4) 囲いの出入り口には、施錠できる門扉を設けること。 | |
| 2 範囲 | |
| (1) 保管場所の範囲を明確にすること。 | |
| (2) 事業所全体が囲いで囲われており、その中で一部分を保管施設とする場合、白線やロープ等を用いて範囲を明確にすること。 | |
| 3 廃油、廃液の漏出するおそれに対する対策 | |
| (1) 廃油、廃液の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造又は同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 (鉄筋コンクリートと同等の措置として、無筋コンクリートのうえに鉄板を敷設する等) | |
| (2) 廃油を場外から流出防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。 | |
| (3) 標準作業書で保管に先立ち廃油及び廃液を収めることその他漏出を防止するために必要な措置が講じられることが明らかな場合はこの限りとししない。 | |

| 基準 | 対応 |
|---|----|
| 4 保管の方法 | |
| <p>(1) 保管の高さ</p> <p>イ 囲いから保管場所の側に3 m以内の部分：高さ 3 mまで</p> <p>ロ 囲いから保管場所の側に3 mを超える部分：高さ 4.5 mまで</p> <p>ハ 格納するための施設(構造耐力上安全なものに限る)に保管する場合：使用済自動車の等の搬出入に当たり、落下するおそれのない高さ</p> | |
| <p>(2) 保管の上限</p> <p>(1)の高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とし、具体的は、保管場所の面積、保管の高さの上限により形成される空間内に適正に保管できる数量までとする。</p> | |
| <p>(3) 積み重ねの要領</p> <p>使用済自動車を積み重ねて保管する場合は各自動車の重心がほぼ重なり落下することがないように行い、倒壊や飛散流出をまねくことがないように行うこと。</p> | |
| <p>(4) ラック等の使用</p> <p>イ 使用済自動車の荷重に対して構造耐力上全な構造を有しており、落下防止のための固定する措置を講じていること。</p> | |
| <p>5 掲示板</p> <p>(1) 事業場外部から見やすい場所に設置すること。</p> <p>(2) 大きさは、縦横60 cm四方以上のものとする。</p> <p>(3) 記載事項として</p> <p>イ 保管場所である旨</p> <p>ロ 廃棄物の種類が使用済自動車であること</p> <p>ハ 保管場所の管理者の氏名及び名称及び連絡先</p> <p>ニ 保管の高さ及び保管の上限台数</p> | |
| <p>6 その他</p> <p>(1) ねずみ、蚊、はえ、その他の害虫が発生しないようにすること。</p> | |

| 基準 | 対応 |
|---|----|
| 解体施設 | |
| 1 燃料採取場所（解体作業場以外で行う場合に限る） | |
| <p>(1) 油分を地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること その他同等以上の効果を有する措置を講じること。（同等の措置として、無筋コンクリートのうえに鉄板を敷設する等）</p> | |
| <p>(2) 廃油の事業所からの流出を防止するため、溜め枘その他これと同等以上の効果を有する装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。</p> | |
| <p>(3) 一定数量の燃料等を保管する場合は、消防法に基づく市町村長の許可を取得する等所定の手続きをとっておくこと。</p> | |
| 2 解体作業場 | |
| <p>(1) 燃料以外の廃油及び廃液を回収することができる装置を有すること。ただ標準作業書で手作業で回収することが適切かつ確実である場合は除く。</p> | |
| <p>(2) 地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリートで築造すること同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> | |
| <p>(3) 廃油の事業所からの流出を防止するため、油水分離装置及びこれに接続している排水溝が設けられていること。ただし、構造上廃油が事業所から流出する恐れが少なく、かつ、廃油の流出防止するために必要な措置が講じられることが標準作業所の記載から明らかな場合はこの限りでない。</p> | |
| <p>(4) 雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備を有すること。ただし設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するために十分な処理能力を有する油水分離装置を設けることその他の措置が講じられる場合は、この限りでない。</p> <p>留意点：経済的な理由で屋根が設置できないのは、理由にはならない。</p> | |

| 基準 | 対応 |
|---|----|
| <p>3 取り外し部品を保管するための設備</p> <p>(1) 廃油及び廃液が漏出する恐れがあるものを保管する場合は、以下によること。ただし、保管に先立ち廃油及び廃液の漏出防止するために必要な措置が講じられることが標準作業書の記載から明らかな場合、この限りでない。</p> <p>床面を鉄筋コンクリートで築造すること。その他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p> <p>雨水等による廃油及び廃液の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他部品に雨水等がかからないようにするための設備を有すること</p> | |
| <p>解体した廃車ガラを保管するための施設</p> <p>解体前の保管施設と同様、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが当該場所の周囲に設けられ、かつ、範囲が明確であること。</p> | |